

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百十九条第一項の規定に基づき、取引証拠金の預託を受ける市場デリバティブ取引から除くものを次のように定め、平成十九年 月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合に該当するもの

- 一 法第二条第二十一項第一号又は第二号に掲げる取引 取引対象（当該取引の対象となる金融商品又は金融指標をいう。）及び取引最終日を同一とするもの（二以上の金融商品取引所において取引されている場合にあつては、それぞれの金融商品取引所が定めたもの）ごとに、売建玉（取引の決済が未了である売付け（同号に掲げる取引にあつては、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引）の約定に係る数量をいう。）と買建玉（取引の決済が未了である買付け（同号に掲げる取引にあつては、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引）の約定に係る数量をいう。）が同量である場合

- 二 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 取引の対象となる取引（同号ロに掲げる取引にあつては、同項第一号に掲げる取引及び同項第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所の

定めるものを含む。)に限る。) 、取引最終日、プット又はコールの別(オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主(同項第二号に掲げる取引にあつては、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者)としての地位を取得するか買主(同項第二号に掲げる取引にあつては、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者)としての地位を取得するかの別をいう。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は金融指標をいう。)を同一とするもの(二以上の金融商品取引所において取引されている場合にあつては、それぞれの金融商品取引所が定めたもの)ごとに、売建玉(オプションを付与する立場の当事者となる取引で決済が未了であるものに係る数量をいう。以下同じ。)と買建玉(オプションを取得する立場の当事者となる取引で決済が未了であるものに係る数量をいう。以下同じ。)が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

件名

取引証拠金の預託を受ける市場デリバティブ取引から除くものを定める件